

## 玉村町国民健康保険人間ドック検診費助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、玉村町国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）第10条の規定に基づき、人間ドック又は脳ドックの検診を受ける玉村町国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）に対し検診費の助成を行い、被保険者の健康保持増進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 被保険者であって当該年度における4月1日現在の年齢が満30歳以上74歳以下の者
- (2) 玉村町国民健康保険税に滞納がない世帯の被保険者
- (3) 同一年度内に特定健康診査を受診していない者
- (4) 町へ検診結果を提出することに同意する者
- (5) 特定健康診査項目の検診結果データを玉村町特定健康診査・特定保健指導実施計画の規定に基づき、群馬県国民健康保険団体連合会へ提出することに同意する者

### (検診)

第3条 助成の対象となる人間ドック及び脳ドック（以下「人間ドック等」という。）に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 検診機関 人間ドック等を実施している医療機関
- (2) 検診の種類 人間ドック（日帰り又は1泊2日のもの）、脳ドック（人間ドックと脳ドックを併せて行うものに限る。）
- (3) 検診内容 呼吸器系検査、循環器系検査、消化器系検査、糖尿病検査、肺がん検査、MRI（核磁気共鳴画像診断）及びその他の検査

ただし、本人の希望により追加したオプション検査に係る費用は除く。

### (助成金)

第4条 助成金の額は、人間ドック等に要した費用の6割（その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の規定にかかわらず、人間ドックに係る助成金の上限額を24,000円、脳ドックに係る助成金の上限額を30,000円とする。

- 3 助成金の交付は、当該年度において1人につき1回とし、当該年度の予算の範囲内において交付するものとする。

(助成の申請等)

第5条 助成金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ玉村町国民健康保険人間ドック検診費助成申請書（様式第1号）を受診日の属する月の2ヶ月前の月末までに町長に提出しなければならない。

ただし、4月に受診を希望する申請者は受診日より前までに、5月に受診を希望する申請者は4月末までに申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を決定するものとする。

- 3 町長は、前項の規定により助成の可否を決定したときは、玉村町国民健康保険人間ドック検診費助成決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）又は玉村町国民健康保険人間ドック検診費助成非該当通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(助成の方法)

第6条 決定の通知を受けた申請者（以下「助成該当者」という。）が、町と検診機関との間で締結した契約（以下「契約」という。）に基づき検診を受けるときは、助成金の受領権限を当該検診機関の長に委任するものとする。

- 2 前項の助成該当者は、検診を受ける際、当該検診機関に決定通知書を提示し、確認を受けた上で助成金を控除した自己負担額を支払うものとする。

- 3 検診機関は、第1項の規定による検診を実施したときは、検診結果報告書を玉村町国民健康保険被保険者人間ドック検診費助成金請求書(様式第4号)とともに月ごとに翌月末日までに町長に提出しなければならない。

- 4 町長は、前項の規定に基づく請求があったときは、検診費助成金を当該検診機関へ支払うものとする。

- 5 契約に基づかない検診を受けた助成該当者は、検診に要する費用の全額を当該検診機関に支払い、検診を受けた日から1箇月以内に玉村町国民健康保険人間ドック検診費助成交付請求書（様式第5号）に検診結果及び領収書を添付して町長へ提出し、助成金を受けるものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、第5条第2項の規定により助成の交付決定を受けた者が虚偽又は不正な行為により助成を受けたときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。